入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年10月9日

分任支出負担行為担当官 会津森林管理署長 田村 耕司

1 競争に付する事項

- (1) 工 事 名:会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事
- (2) 工事場所:福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙746番地
- (3) 工事内容:木造建屋等の解体撤去工事

詳細は別途示す「工事数量内訳書」のとおり

- (4) 工 期:契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで
- (5) 入札方法

本件の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東森林管理局の令和 7・8 年度競争参加資格のうち「建築一式工事」に係る C 等級又は D 等級、若しくはその他「解体」の一般競争参加資格の認定を受けている者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始 の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けて いること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年度間に元請として以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下「評定点」という。)が 65 点未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事: 延べ面積が50平方メートルを越える建物の解体撤去工事

(5) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者で、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は

監理技術者を当該工事で配置できること。

ア 2 級建築施工管理技士(建築又は躯体)以上又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、詳細は入札説明書による。

- イ 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年度間に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満であるものを除く。
- ウ 監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了 証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- エ 主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付 日以前に3ヶ月以上継続してあること。
- オ 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工 事に配置できることとし、うち1人が上記アからウのいずれかの資格及びエの要件を満た していること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成10年1月14日付け9林野政第890号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した建築工事等で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - なお、本物件の受託者は、(株) 梶建築設計事務所・前橋建築事務所 (群馬県前橋市荒牧町 4-1-21) である。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。(入札説明書参照。))。
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、福島県に所在すること。また、経常建設共同 企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在 地が福島県内であること。
- (11)農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

(1) 申請書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び同種工事の施工実績を証明できる施工証明書、契約書等を

提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年10月10日から令和7年10月24日の9時から16時(12時から13時までを除く。)まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭 和 63 年法律第 91 号)第 1 条各号に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。

イ 提出場所

 $\mp 965 - 8550$

福島県会津若松市追手町 5-22

会津森林管理署 総括事務管理官

電話:0242-27-3270

メールアドレス:ks aizu postmaster@maff.go.jp

ウ 提出方法

提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。 ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記イの示す場所に持参又は郵送(書留郵便に 限る。)(締切日時必着)で提出すること。

なお、持参により提出する場合は、上記イの示す場所に持参して提出することも可とする。

(3) 上記(2)のアに規定する期限までに提出しない者又は提出した申請書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

上記3の(2)イに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間: 令和7年10月9日から令和7年11月11日まで(休日を除く。)の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)。

イ 方法:原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-info.html)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムにより参加する場合

令和7年11月7日9時00分から令和7年11月12日10時00分までに電子入札システム上で送信して入札すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年11月12日9時50分までに次の場所へ入札書を持参し、令和7年11月12日10時00分までに入札すること。

福島県会津若松市追手町 5-22

会津森林管理署 1階 入札室

なお、紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官から競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

ウ 開札は、令和7年11月12日10時01分に会津森林管理署1階入札室にて行う。

エ 入札参加者は、「関東森林管理局署等競争契約入札心得」並びに「暴力団排除に関する 誓約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意し たものとする。

5 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金:免除

イ 契約保証金:納付するものとする。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁関東森林管理局)若しくは、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証(新設)書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること(以下「電磁的方法による提出」という。)ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子保証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

関東森林管理局署等競争契約入札心得による。

(5) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の 他は、配置予定主任技術者の変更は認められない。

- (6) 契約書作成の要否:要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3の(2)イに同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (9) 本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準」(平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知)による。
- (10) その他の詳細は、入札説明書及び入札心得による。

6 入札説明書資料等

(1) 入札説明書

- (2) 工事請負契約書(案)
- (3) 工事数量内訳書
- (4) 建築解体工事特記仕様書、位置図外
- (5) 会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事仕様書

本公告に係る国有林野事業工事請負契約における契約約款は、下記からダウンロードください。

国有林野事業工事請負契約約款

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html)

上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は契約締結日とします。 なお、契約締結迄の間に約款の改正があった場合は、契約締結前にお知らせします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧下さい。

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html)